

東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会報告 要約 「協働の推進指針」策定への提言

【報告の背景】

平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行され、NPO法人が具体的な活動を始め事業体として見えてきた。一方、社会サービス提供の仕組みが再構築され、ボランティア・NPOの役割が一層期待されている。

このような中で、これまで行政との協働の相手として、ボランティアやボランティア団体が中心であったが、新たな事業体としてNPO法人との多様な協働も求められている。

このため、ボランティアやNPOとの協働をさらに進めていくために、「協働の推進指針」を策定する必要があり、そのための基本的な柱をまとめたものである。

序 ボランティア・NPOの進展とその社会的背景

1 価値観の多様化と新たな社会性志向の高まり

- ・生活構造と関心の多様化、「精神的豊かさ」への志向、「自己実現」欲求の高まり。
- ・阪神・淡路大震災も契機となり、様々な問題に取り組むボランティアやNPOが活発化。

2 新たな局面に入った少子高齢社会と社会福祉基礎構造改革

- ・少子高齢社会の到来や社会福祉基礎構造改革を受けて、ボランティア・NPOの果たす役割が増大。
- ・高齢者自身が福祉サービス供給の担い手となるNPOも増加。

3 新しい非営利法人制度

- ・市民が自由に行う非営利活動の社会的存在意義が、法制度として認められた。
- ・1998年3月に特定非営利活動促進法が成立、市民活動団体が「一人前の事業主体」に。

4 地方分権

- ・行政と住民との新たな関係（市民活動との協働、住民参加の領域拡大）の構築が必要。

5 情報公開と情報化の進展

- ・情報公開制度の整備 政策過程への住民参加が拡大し、市民活動が活性化する要因。
- ・情報技術革命の進展 市民活動相互間の広範なネットワークが可能。

6 東京都におけるこれまでの取り組み

- ・東京都が策定してきた計画や大綱でも、ボランティア・NPOとの協働の必要性を謳う。

ボランティア・NPOとの協働の現状

1 ボランティア・NPOの特性

市民活動の担い手として、新たにNPO法人が加わり、協働のあり方も担い手の組織化の程度によって異なる。

市民活動の特性は、次のように整理できる。

自発性 先駆性 多様性 専門性 機敏性 地域性 国際性 等。

これらの特性を十分認識した協働を具体的に検討していく必要がある。

2 ボランティア・NPOとの協働

「協働」とは、行政とボランティア・NPOとが、相互の存在意義を認識し尊重し合い、相互にもてる資源を出し合い、対等の立場で、共通する社会的目的の実現に向け、社会サービスの供給等の活動をする事。

協働の効果として、次のようなものが考えられる。

- ・ 行政側 = 多様化する社会的ニーズへの柔軟な対応、政策への新しい発想の導入、経費負担増大の克服、組織体質の自己変革など。
- ・ ボランティア・NPO側 = 資金的な困難の克服、責任ある継続的な社会サービスの提供、社会的な提言の実現、独善に陥りやすい体質の自己変革など。

ボランティアとの協働

- ・ 協働形態には、登録ボランティアと一般ボランティアがあるが、ボランティアの特性である自発性・機動性・柔軟性・きめの細かさなどの特性を活かしつつ、活動の継続性・安定性などの弱い面を補うような協働を行う。

NPOとの協働

- ・ 委託、補助、共催などの協働形態が考えられるが、NPOの特性である先駆性・専門性・多様性・柔軟性などの特性を活かした協働の推進と、企業とNPOとの協働への支援も必要である。

3 東京都における協働の現状と課題

東京都の協働の現状 = 先行する取り組みも見られるが、全体としてまだ少ない。協働を進める上での課題として、次のようなものがある。

・ 行政にとっての課題

- 各部署で関連する団体情報などの収集・整理。
- 職員の市民活動に対する理解。
- 政策策定段階の情報の提供。
- 行政内部での住民ニーズの把握。

・ ボランティア・NPOにとっての課題

- ・ 行政情報へのアクセスと行政側に対するアプローチ不足。
- ・ 行政との組織や行動の違いの認識。

「協働の推進指針」策定への提言

- 基本的な目標**
- ・ 多様な社会サービスの提供と充実
 - ・ 自立したボランティア・NPOの確立
 - ・ 新しい時代の都民ニーズに応えられる体制の整備

協働の推進に当たっての3つの視点

責任の分かち合い

行政とボランティア・NPOそれぞれが分担された役割を責任をもって遂行。

公平・公正の原則の確立

市民活動と協働する際の手続きの原則として、公平・公正の原則を確立。

求められる改革

協働領域の拡大のため、行政とボランティア・NPO双方の自己改革を推進。

協働の推進指針の策定

「協働の推進プラン」の策定

協働事業を進めるための施策を着実に実行していくために、6つの指針を盛り込んだ「協働の推進プラン」を策定する。

【ステップ】協働の推進に向けた基礎的な事業を行うとともに、市民活動に関する総合窓口を設け、協働のための全庁的な環境づくりをめざすものとする。

- ・既存事業の協働の視点からの見直し
- ・市民活動団体基礎調査の実施
- ・協働マニュアルの作成
- ・庁内推進会議の開催 など

【ステップ】ステップ1による既存事業の見直しや都民ニーズの把握にもとづき協働事業を進めるとともに、NPO等との情報交換や事業の評価制度を導入するなどして、全庁的に協働事業を拡大する。

- ・新たな都民ニーズに関する情報の整理と提供
- ・協働の事例集の作成
- ・企業とNPOとの交流機会の提供 など

期間：協働の推進プラン（ステップ、 ）は、2001年度から3～4年間とする。

目標：都庁内で現在約100の協働事業を3～4年間で大幅に拡大する。

6つの指針

指針1 協働による都民の新たなニーズへの対応

都民の新たなニーズを行政内部やNPOから常に把握し、より効果的にできるものについては協働を推進する。

また、東京の特徴を生かしたNPOとの協働や、企業とNPOとの協働についても支援していく必要がある。

- ・新たな都民ニーズに関する情報の整理と提供
- ・企業とNPOとの交流機会の提供
- ・「都民が支える市民活動支援基金（仮称）」の検討

指針2 事業の見直しによる協働の拡充

事業を協働の視点から見直し、協働の領域を拡大する。

- ・補助制度や既存事業の協働の視点からの見直し

指針3 目標設定と事業評価の実施

共通の目標を明確にするとともに、協働事業実施後の評価を行う。

- ・協働事業チェックシートの作成

指針4 政策策定過程の公開性の推進

政策策定段階における情報を提供し、広くボランティア・NPOから協働に関する意見を聴取する仕組みをつくる。

- ・政策提言ホームページの開設

指針5 総合的な情報収集・提供システムの確立

ボランティア・NPOに関する総合的な情報を収集・提供をする。

庁内における市民活動に関する総合調整機能を果たす窓口を設置する。

- ・市民活動総合窓口の設置
- ・市民活動団体基礎調査の実施

指針6 職員の意識改革

ボランティア・NPOの特性や協働に対する職員の理解を深める。

- ・協働マニュアルの作成
- ・公開講座の開催
- ・NPOへの派遣研修

協働を進めるうえでの環境づくり（推進策）

1 ボランティア・NPO活動を促進させる支援策の充実

活動拠点、人材養成・紹介・あっ旋、融資制度

公共施設を分野を超えて相互に利用できるようにし、活動拠点を拡充する。
市民活動を担う人材を養成するとともに、人材の紹介・あっ旋事業を充実する。
民間の融資制度や信用保証制度などの拡充について要請し市民活動を促進する。

- ・公共活動支援施設の横断的利用の促進
- ・NPOマネジメント講座等の充実
- ・NPOに対する民間資金を活用した融資制度についての研究
- ・「都民が支える市民活動支援基金（仮称）」の検討

2 NPO法人が活動しやすい社会的仕組みづくり 税制上の優遇措置、評価システム

公益性の高いNPO法人に対する個人の寄附金控除制度等、税制上の優遇措置を国に対して要望する。

NPO自体の運営体制の強化や事業の改善を図り社会的な信頼を高めていくために、自己評価システムを検討する。

- ・税制上の優遇措置についての国への要望
- ・NPO評価システムの検討

3 東京ボランティア・市民活動センターの機能の充実

情報収集機能、ネットワーク機能、コーディネート機能などを充実する。

- ・法人認証に関する相談体制の充実
- ・ボランティア国際年記念事業の実施

4 企業との連携、企業に対する働きかけ

企業活動のうち、行政の目的や役割と共通する領域において、企業との連携を推進し、企業に対する働きかけを行う。

- ・ボランティア休暇制度・休業制度の普及啓発
- ・経営者ボランティアセミナーの開設

5 区市町村との連携

直接的なサービスを提供する区市町村とボランティア・NPOが協働する領域について、東京都は区市町村を支援する。

- ・学校の空き教室活用について国への要望
- ・区市町村協働事業事例集の作成